



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
12月13日
第572号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(財政課).....	2
滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(子ども若者政策・私学振興課).....	2
滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(文化財保護課).....	2
滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(イノベーション推進課).....	2
滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(水産課).....	3
滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(森林政策課).....	3
滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(都市計画課).....	3
滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(文化芸術振興課).....	3
滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(下水道課).....	3
滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(文化芸術振興課).....	3
滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(文化財保護課).....	4
滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(スポーツ課).....	4
滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(スポーツ課).....	4
滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(スポーツ課).....	4
滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(スポーツ課).....	4
滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(スポーツ課).....	5
滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(スポーツ課).....	5
滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(スポーツ課).....	5
滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(文化芸術振興課).....	5
滋賀県立琵琶湖漕艇場 <small>そう</small> の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(スポーツ課).....	5
滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定	

める規則(スポーツ課)..... 6
 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(スポーツ課)..... 6
 ※生活保護法施行細則の一部を改正する規則(健康福祉政策課)..... 6
 ※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康福祉政策課)..... 15

○ 公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課)..... 18
 公共測量実施公告(監理課)..... 19
 公共測量終了公告(監理課)..... 19
 落札者決定の公告(管理課)..... 20

○ 公安委員会告示

道路交通法による滋賀県交通安全活動推進センターの代表者の氏名の変更(交通企画課)..... 21

規 則

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第60号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第48号)付則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第61号

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第52号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

 滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第62号

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

滋賀県立琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第54号)の施行期日は、令和7年1月1日とする。

 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第63号

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第57号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第64号

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第59号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第65号

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第60号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第66号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第64号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第67号

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第67号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第68号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第70号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第69号

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第71号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第70号

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第73号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第71号

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第74号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第72号

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第75号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第73号

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第76号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第74号

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第77号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第75号

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第78号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第76号

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第79号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第77号

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第80号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第78号

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第81号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第79号

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第82号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第80号

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第83号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第81号

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年滋賀県条例第84号)付則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和7年1月1日とする。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第82号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和41年滋賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第25条の4の見出しを「(進学・就職準備給付金支給申請書)」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給申請書」を「進学・就職準備給付金支給申請書」に改める。

第25条の5の見出しを「(進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書)」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金支給(不支給)決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」に改める。

第26条中「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

別記様式第35号中

負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数	転帰
(1)	・	・	・	・		治癒・中止・転医
(2)	・	・	・	・		治癒・中止・転医
(3)	・	・	・	・		治癒・中止・転医
(4)	・	・	・	・		治癒・中止・転医
(5)	・	・	・	・		治癒・中止・転医

を

負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数	継続月数	転帰
(1)	・	・	・	・			治癒・中止・転医
(2)	・	・	・	・			治癒・中止・転医
(3)	・	・	・	・			治癒・中止・転医
(4)	・	・	・	・			治癒・中止・転医
(5)	・	・	・	・			治癒・中止・転医

に、

部位	通減%	通減開始月日	後療料 円 回 円	冷電法料 <small>あん</small> 回 円	温電法料 <small>あん</small> 回 円	電療料 回 円	計 円	多部位	計 円	長期	計 円
(1)	100	—						—	—		
(2)	100	—						—	—		
(3)	60	—						0.6			
	100							—	—		
(4)	60							0.6			
	100							—	—		

を

部位	通減%	通減開始月日	後療料 円 回 円	冷電法料 <small>あん</small> 回 円	温電法料 <small>あん</small> 回 円	電療料 回 円	計 円	多部位	計 円	長期	頻回	計 円
(1)	100	—						—	—			
(2)	100	—						—	—			
(3)	60	—						0.6				
	100							—	—			
(4)	60							0.6				
	100							—	—			

に

改める。

別記様式第35号の2および別記様式第36号を次のように改める。

様式第35号の2 (第7条関係)

施術券および施術診療報酬請求明細書 (あん摩・マッサージ)

(年 月分)

(地区担当員印)

(取扱担当者印)

(健康福祉事務所長印)

生活保護法 施術券	交付番号	この券の有効期間	日から	日まで	1 単給 2 併給
	患者氏名 (歳)	男女	居住地		
	指定施術者名	傷病名 (部位)			

施術費 給付 請求 明細書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転 帰	治癒・中止																											
	①マッサージ (施術料)	同意部位	(軀幹)	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																									
		施術回数	回	回	回	回	回																										
		通所	円 × 回 = 円																														
		訪問施術料 1	円 × 回 = 円																														
		訪問施術料 2	円 × 回 = 円																														
		訪問施術料 3 (3~9人)	円 × 回 = 円																														
		訪問施術料 3 (10人以上)	円 × 回 = 円																														
		②温罨法 (加算)	円 × 回 = 円																														
		③温罨法・電気光線器具 (加算)	円 × 回 = 円																														
		④変形徒手矯正術 (加算)	同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)																										
			施術回数	回	回	回	回																										
		円 × 回 = 円																															
		⑤特別地域 (加算)	円 × 回 = 円																														
		⑥往療料	円 × 回 = 円																														
⑦施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)	円 × 回 = 円																																
施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
通院○	訪問2②																																
往療◎	訪問3③	月																															
○往療または訪問の理由 (1. 独歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3. その他 ())																																	
⑧ 合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)					請求	※決定																											
					円	円																											
※ ⑨ 社保負担 (健・共)					有・無	割																											
					円	円																											
※ ⑩ 本人支払額					円	円																											
⑪ 差引請求 (支払) 金額 (⑧-⑨-⑩)					円	円																											

請求書 (患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。
年 月 日
住所
健康福祉事務所長 指定施術者
氏名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(※は健康福祉事務所使用欄)

様式第36号(第7条関係)

施術券および施術報酬請求明細書(はり・きゆう)

(年 月分)

(地区担当員印)

(取扱担当者印)

(健康福祉事務所長印)

生活 保護 法 施術 券	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1 単給 2 併給
	患者氏名	(歳) 男 女	居住地	
	傷病名	1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他()	はり・きゆう師氏名	

施術報酬請求明細書(はり・きゆう)

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	○初回施術 年月日	年月日	実日数	日	既施術回数	回	転 帰	治癒・ 中止																									
	① 初 検 料 1 はり 2 きゆう 3 はり・きゆう併用							円	摘 要																								
	施 術 報 酬 料	②はり・きゆう				施術の種類	1術 回	2術 回																									
		通所					円× 回=	円																									
		訪問施術料 1					円× 回=	円																									
		訪問施術料 2					円× 回=	円																									
		訪問施術料 3 (3~9人)					円× 回=	円																									
	訪問施術料 3 (10人以上)					円× 回=	円																										
	③電療料(加算) 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具					円× 回=	円																										
	④特別地域(加算)					円× 回=	円																										
⑤ 往 療 料					円× 回=	円																											
施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
通院○	訪問2②																																
往療◎	訪問3③	月																															
○往療または訪問の理由 (1. 独歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3. その他())																																	
⑥ 合 計 金 額 (①+②+③+④+⑤)					請 求		※ 決 定																										
					円		円																										
※ ⑦ 社 保 負 担(健・共) 有・無 割					円		円																										
※ ⑧ 本 人 支 払 額					円		円																										
⑨ 差引請求(支払)金額(⑥-⑦-⑧)					円		円																										

請 求 書	(患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 (宛先) 健康福祉事務所長 住 所 はり・きゆう師 氏 名
	上記の金額の受領を 師会(理事)長(氏名) に委任します。 年 月 日 (はり・きゆう師名) 氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(※は健康福祉事務所使用欄)

別記様式第69号の2を次のように改める。

様式第69号の2 (第25条の2関係)

就労自立給付金支給申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

4 公金受取口座の利用について (いずれかの□にチェックを入れてください。)

利用する 利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途申し出てください。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所または居所
申請者
氏名
個人番号

(宛先)
健康福祉事務所長

別記様式第69号の4を次のように改める。

様式第69号の4 (第25条の4関係)

年 月 日

進学・就職準備給付金支給申請書

(宛先)

健康福祉事務所長

申請者 住所または居所
(進学する者または就職する者)
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学・就職する先(大学等名、会社名等)
名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
居住(予定)地 _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 6 関係書類
 - (1) 進学の場合
 - ア 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ウ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 - (2) 就職の場合
 - ア 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

7 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座 利用する 利用しない

※ いずれかの□にチェックを入れてください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載および通帳の写し等の書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店(ゆうちょ銀行を除く。)

記号 支店(ゆうちょ銀行のみ記載)預金種類 普通預金 当座預金
(該当する□にチェックを入れてください。)口座番号 (右につめて記載してください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

別記様式第69号の5中「進学準備給付金支給(不支給)決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給(不支給)決定通知書」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金は」を「進学・就職準備給付金は」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第83号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別記様式第27号および別記様式第28号を次のように改める。

様式第27号(第7条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術券および施術診療報酬請求明細書(あん摩・マッサージ)

(年 月分) (地区担当員印) (取扱担当者印) (健康福祉事務所長印)

生活保護法 施術券	交付番号	この券の有効期間	日から 日まで		1 単給 2 併給																											
	患者氏名 (歳)	男 女	居住地																													
	指定施術者名	傷病名(部位)																														
施術費 給付 請求 明細書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転 帰	治癒・中止																										
	施 術 料	①マッサージ(施術料)		同意部位	(軀幹)	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																						
				施術回数	回	回	回	回	回																							
		通所		円×		回=	円																									
		訪問施術料1		円×		回=	円																									
		訪問施術料2		円×		回=	円																									
		訪問施術料3(3~9人)		円×		回=	円																									
		訪問施術料3(10人以上)		円×		回=	円																									
		②温罨法(加算)		円×		回=	円																									
		③温罨法・電気光線器具(加算)		円×		回=	円																									
		④変形徒手矯正術(加算)		同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)																								
				施術回数	回	回	回	回																								
		⑤特別地域(加算)		円×		回=	円																									
		⑥往療料		円×		回=	円																									
		⑦施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)		円×		回=	円																									
施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通院○	訪問2②																															
往療◎	訪問3③																															
○往療または訪問の理由 (1. 独歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3. その他())																																
⑧ 合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)																												請求	※決定			
																												円	円			
※ ⑨ 社保負担(健・共)																有・無												割	円	円		
※ ⑩ 本人支払額																												円	円	円		
⑪ 差引請求(支払)金額 (⑧-⑨-⑩)																												円	円			
請求書	(患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 住所 健康福祉事務所長 指定施術者 氏名																															

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(※は健康福祉事務所使用欄)

様式第28号(第7条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術券および施術報酬請求明細書(はり・きゅう)

(年 月分) (地区担当員印) (取扱担当者印) (健康福祉事務所長印)

Table with 4 columns: 交付番号, 有効期間 (日から 日まで), 施術開始日 (年 月), 1 単給 / 2 併給. Rows include 患者氏名 ((歳) 男 / 女), 居住地, 傷病名 (1 神経痛, 2 リウマチ, 3 頸腕症候群, 4 五十肩, 5 腰痛症, 6 頸椎捻挫後遺症, 7 その他 ()), はり・きゅう師氏名.

施術報酬請求明細書(はり・きゅう)

Main table for treatment details. Includes columns for 初回施術年月日, 年月日, 実日数, 日, 既施術回数, 回, 転帰, 治癒・中止. Rows include ①初検料, ②はり・きゅう (with sub-rows for 通所, 訪問施術料 1-3, ③電療料, ④特別地域), ⑤往療料, ⑥合計金額, ⑦社保負担, ⑧本人支払額, ⑨差引請求(支払)金額.

Request and Authorization section. Includes 請求書 (Request Letter) and 委任状 (Authorization). Text includes: (患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。 (宛先) 健康福祉事務所長 住所 はり・きゅう師 氏名. 委任状: 上記の金額の受領を 師会(理事)長(氏名) に委任します。 (はり・きゅう師名) 氏名.

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。(※は健康福祉事務所使用欄)

別記様式第29号中

負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数	転帰
(1)	・	・	・	・		治癒・中止・転医
(2)	・	・	・	・		治癒・中止・転医
(3)	・	・	・	・		治癒・中止・転医
(4)	・	・	・	・		治癒・中止・転医
(5)	・	・	・	・		治癒・中止・転医

を

負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数	継続月数	転帰
(1)	・	・	・	・			治癒・中止・転医
(2)	・	・	・	・			治癒・中止・転医
(3)	・	・	・	・			治癒・中止・転医
(4)	・	・	・	・			治癒・中止・転医
(5)	・	・	・	・			治癒・中止・転医

に、

部位	通減%	通減開始月日	後療料 円 回 円	冷電 <small>あん</small> 法料 回 円	温電 <small>あん</small> 法料 回 円	電療料 回 円	計 円	多部位	計 円	長期	計 円
(1)	100	—						—	—		
(2)	100	—						—	—		
(3)	60 100	—						0.6 —	—		
(4)	60 100	—						0.6 —	—		

を

部位	通減%	通減開始月日	後療料 円 回 円	冷電 <small>あん</small> 法料 回 円	温電 <small>あん</small> 法料 回 円	電療料 回 円	計 円	多部位	計 円	長期	頻回	計 円
(1)	100	—						—	—			
(2)	100	—						—	—			
(3)	60 100	—						0.6 —	—			
(4)	60 100	—						0.6 —	—			

に

改める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第27号から別記様式第29号までの様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）滋賀県大津市今堅田 新築計画 大津市今堅田三丁目11-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号 代表取締役 高家正行
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号 代表取締役 高家正行
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年7月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 10,968平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 482台
- 7 駐輪場の収容台数 132台
- 8 荷さばき施設の面積 280平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 51.6立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社平和堂 午前8時30分から午後9時30分まで 株式会社カインズ 午前6時30分から午後9時30分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①および② 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設③ 午前6時から午前8時まで
- 14 届出年月日 令和6年11月28日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 令和6年12月13日から令和7年4月14日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和7年4月14日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長 藤山 健人から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 東近江市上平木町、上羽田町、中羽田町、下羽田町、建部瓦屋寺町、林田町、岡田町、今代町、池田町、御園町、大森町、上大森町、瓜生津町
- 3 作業の期間 令和6年10月3日から令和7年2月25日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 櫻本 直樹から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、水準測量)
- 2 作業の地域 野洲市大篠原
- 3 作業の期間 令和6年11月28日から令和7年3月14日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野洲市長 櫻本 直樹か

ら公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業の地域 野洲市野洲、西河原、小堤、市三宅、比江
- 3 作業の終了日 令和6年3月22日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(地形測量、路線測量、基準点測量)
- 2 作業の地域 長浜市木之本町大見
- 3 作業の終了日 令和6年11月15日

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年12月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量
 - (1) 危機管理センターほか46施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 4,487キロワット
 - イ 総予定使用電力量 10,341,800キロワット時
 - (2) 工業技術総合センター信楽窯業試験場ほか6施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 343キロワット
 - イ 総予定使用電力量 551,700キロワット時
 - (3) 膳所高等学校ほか31施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 5,509キロワット
 - イ 総予定使用電力量 8,125,500キロワット時
 - (4) 彦根東高等学校ほか27施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 5,177キロワット
 - イ 総予定使用電力量 7,118,200キロワット時
 - (5) 水産試験場ほか18施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,931キロワット
 - イ 総予定使用電力量 6,139,400キロワット時
 - (6) 県本庁舎で使用する電気(電力量の100%が再生可能エネルギー由来の電力であること。)
 - ア 予定契約電力 1,500キロワット
 - イ 総予定使用電力量 2,974,500キロワット時
 - (7) びわこモーターボート競走場ほか1施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,840キロワット
 - イ 総予定使用電力量 3,870,400キロワット時
 - (8) 琵琶湖博物館(本館)ほか1施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,322キロワット
 - イ 総予定使用電力量 4,610,900キロワット時
 - (9) 警察本部庁舎で使用する電気
 - ア 予定契約電力 700キロワット
 - イ 総予定使用電力量 2,626,200キロワット時
 - (10) 文化ゾーンで使用する電気

ア 予定契約電力 700キロワット

イ 総予定使用電力量 1,141,800キロワット時

2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県会計管理局管理課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 落札者を決定した日 令和6年11月29日(金)

4 落札者の氏名および住所

- (1) 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- (2) 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- (3) 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- (4) 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- (5) 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- (6) ゼロワットパワー株式会社 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパスKOIL
- (7) 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- (8) 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- (9) 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地
- (10) 中部電力ミライズ株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地

5 落札金額

- (1) 218,965,938円
- (2) 12,702,055円
- (3) 184,920,439円
- (4) 164,400,041円
- (5) 124,891,129円
- (6) 66,012,426円
- (7) 73,499,378円
- (8) 94,404,658円
- (9) 60,287,104円
- (10) 25,497,073円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年10月29日(火)

公安委員会告示

滋賀県公安委員会告示第141号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の31第1項の規定に基づき滋賀県交通安全活動推進センターとして指定した法人から、代表者を変更した旨の届出があった。

令和6年12月13日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

	変更前	変更後	変更年月日
法人の名称	公益財団法人滋賀県交通安全協会	公益財団法人滋賀県交通安全協会	令和6年6月28日
代表者の氏名	横江末治	上阪廣子	

